（上席国有財産訟務官及び国有財産訟務官）

第二百四十九条　近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部（関東財務局にあっては、管財第二部。以下この項において同じ。）に、上席国有財産訟務官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部に、国有財産訟務官二十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十一人以内及び国有財産管理官三百九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、東北財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百三十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十三人以内を置く。

［２・３　略］

北陸財務局	—	—	一人	—	—	一人	一人
東海財務局	一人	—	五人	—	—	一人	一人
近畿財務局	二人	—	六人	—	—	二人	一人
中国財務局	一人	一人	三人	—	—	一人	一人
四国財務局	一人	—	一人	—	—	一人	一人
九州財務局	一	—	三人	—	—	一人	一人
福岡財務支局	—	—	三人	—	—	一人	一人
合計	九人	一人	三十二人	一人	十三人	九人	

（上席国有財産訟務官及び国有財産訟務官）

第二百四十九条　近畿財務局の管財部に、上席国有財産訟務官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、北陸財務局、東海財務局、四国財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部（関東財務局にあっては、管財第二部。以下この項において同じ。）に、上席国有財産訟務官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部に、国有財産訟務官二十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十人以内及び国有財産管理官二百九十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、近畿財務局の管財部に、上席国有財産監査官三人以内を、北海道財務局、東北財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百三十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官四十五人以内を置く。

［２・３　同上］

北陸財務局	—	—	一人	—	—	一人	一人
東海財務局	一人	—	五人	—	—	一人	一人
近畿財務局	二人	—	六人	—	—	二人	一人
中国財務局	一人	一人	三人	—	—	一人	一人
四国財務局	一人	—	一人	—	—	一人	一人
九州財務局	一人	—	二人	—	—	一人	一人
福岡財務支局	—	—	三人	—	—	一人	一人
合計	十人	一人	三十一人	一人	十三人	九人	